

地方法人税の見直しに関する意見書

平成26年度税制改正において、法人住民税の一部を国税化し、地方公共団体間における税源の偏在是正の財源とする地方法人税が創設され、さらに、平成28年度税制改正大綱において、消費税率（国・地方）が10%に引き上げられる平成29年4月以降、法人住民税の国税化の割合をさらに拡大する方針が示された。

今回の見直しは法人住民税が税収に占める割合が高い地方公共団体の財政運営に多大な影響が見込まれる。また、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の關係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しており、極めて遺憾である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、地方法人税を速やかに撤廃し、法人住民税へ復元するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		